

宮崎県成年後見制度普及検討連絡会議設置要綱

平成 28 年 9 月 1 日
宮崎県福祉保健部長寿介護課
医療・介護連携推進室
宮崎県福祉保健部障がい福祉課

（設置目的）

第 1 条 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、関係機関が連携し、成年後見制度の利用普及などについて協議を行うため、宮崎県成年後見制度普及検討連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- （１）成年後見制度の利用普及に関すること。
- （２）成年後見制度に関わる関係機関・団体相互の連携及び情報交換に関すること。
- （３）その他連絡会議が必要と認める事項。

（組織）

第 3 条 連絡会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、宮崎県福祉保健部次長（福祉担当）をもって充てる。

3 委員は、別表 1 に掲げる関係機関及び団体等の推薦する者及び別表 2 に掲げる者をもって充てる。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

（会議）

第 5 条 連絡会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（事務局）

第 6 条 連絡会議の事務局は、宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室及び障がい福祉課の共管とし、主たる事務局については長寿介護課医療・介護連携推進室に置く。

（補 則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２８年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年９月１４日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年１２月２日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年３月１４日から施行する。

別表 1

宮崎県弁護士会
宮崎県司法書士会
宮崎県行政書士会
宮崎県社会福祉士会
南九州税理士会宮崎県連合会
宮崎県民生委員児童委員協議会
宮崎県老人クラブ連合会
認知症の人と家族の会宮崎県支部
宮崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会
宮崎県障がい者相談支援事業連絡協議会
宮崎県手をつなぐ育成会
宮崎県精神福祉連合会
宮崎県精神保健福祉士協会
宮崎県人権擁護委員連合会
宮崎産業経営大学
宮崎県社会福祉協議会
宮崎県市長会
宮崎県町村会
宮崎家庭裁判所

別表 2

宮崎県福祉保健部福祉保健課長
宮崎県福祉保健部障がい福祉課長
宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室長